

教室の空調機の運用について

1 空調機の使用許可

クーラーの使用期間は原則として6月20日から9月20日までとする。ただし、他の期間でも各教室の室温が 30°C 以上になった時点で使用して良い。

暖房の使用期間は、11月15日から3月31日までとする。（ボイラー運転期間は除く。）ただし、他の期間でも各教室の室温が 15°C 以下になった時点で使用して良い。

使用の判断は、授業担当教員が各教室に設置した温度計により室温を確認して判断する。

2 空調機使用時の設定温度及び使用時間等

1) 設定温度：クーラー運転時 28°C

暖房運転時 20°C

2) 使用時間：各教室の室温が 30°C を超えた時又は 15°C 以下になった時から講義終了までとする。なお、実験等で教室を使用しないとき、及び休み時間は空調機を切ること。

3) 電源確認：空調機電源 OFF の確認は、学級委員等が確実に行うこと。

3 その他

契約電力の超過が見込まれるときは、事前の構内放送をせずに空調機の電源を切ることがある。

経費節減・環境保全に努めましょう！！